

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第110号

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市市税条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、「に関する寄附金」の次に「（法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 条例第18条第 6 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 所得税法第78条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金に該当する事実を証明する書類
- (2) 公益信託に係る信託行為の内容を証明する書類
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体及び個人にあ

っては、これらに相当する書類)

(4) 事業計画書及び収支予算書

4 条例第18条第6項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に該当することとなった年月日

(2) 公益信託の目的

(3) 公益事務を行う区域

(4) 公益事務の内容

第33条第33号の3の次に次の2号を加える。

(33)の4 個人の市民税の控除の対象となる寄附金の指

定申請書（公益信託）

第33号様式の4

(33)の5 個人の市民税の控除の対象となる寄附金の指

定非該当事由発生申告書（公益信託）

第33号様式の5

第33号様式の3の次に次の2様式を加える。

第33号様式の4

交付印		個人の市民税の控除の対象となる寄附金の指定申請書（公益信託）	
		年 月 日	
(宛先) 名古屋市長			
申 請 者	住 所 (所 在 地)	(電話番号)	
	氏 名 (名 称)		
	代 表 者 の 氏 名		
受領する寄附金について、名古屋州市税条例第 条第 項の指定を受けたいので、申請します。			
所得税における寄附金控除の適用の根拠となる法令の条項		所得税法第 条第 項第 号	
上記の寄附金に該当することとなった年月日		年 月 日	
公 益 信 託 の 名 称			
公 益 信 託 の 目 的			
公 益 事 務 を 行 う 区 域			
公 益 事 務 の 内 容			
備 考			
添付書類	☐ 所得税における寄附金控除の対象となる寄附金に該当する事実を証明する書類 [☐ 公益信託に係る信託行為の内容を証明する書類 ☐ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体及び個人にあっては、これらに相当する書類） ☐ 事業計画書及び収支予算書 ☐ その他]		

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第33号様式の5

受付印 個人の市民税の控除の対象となる寄附金の指定非該当事由発生申告書（公益信託）		
年 月 日		
(宛先) 名古屋市長		
申 告 者	住 所 (所 在 地)	(電話番号)
	氏 名 (名 称)	
	代 表 者 の 氏 名	
受領する寄附金について、名古屋市市税条例第 条第 項の指定の要件に該当しなくなったので、申告します。		
公 益 信 託 の 名 称		
指定の要件に該当しなくなった事由		
☐ 所得税における寄附金控除の対象となる寄附金に該当しなくなった	該 当 し な く な っ た 年 月 日	年 月 日
☐ 公益事務を行う区域に市の区域が含まれなくなった	公益事務を行う区域に市の区域が含まれなくなった年月日	年 月 日
☐ 上記以外の事由	事 由	
	事 由 発 生 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 所得税における寄附金控除の対象となる寄附金に該当しなくなった事実を証明する書類 () ☐ 公益事務を行う区域に市の区域が含まれなくなった事実を証明する書類 () ☐ その他 ()	

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(名古屋市市税減免条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「若しくは」を「、」に、「地方税法（昭和25年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第35条の 4 第 4 項」を「第19条の 3」に、「法附則第33条の 2 第 5 項」を「地方税法（昭和25年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第33条の 2 第 5 項」に改める。

第 4 条第 3 項及び第22条第 4 項中「若しくは」を「、」に、「又は法附則第35条の 4 第 4 項」を「又は第19条の 3」に改める。

第26条の見出し及び同条第 1 項中「第13条」を「第13条第 1 項」に改める。

第31条の見出し及び同条第 1 項中「第15条」を「第15条第 1 項」に、同条第 3 項中「第15条第 4 号」を「第15条第 1 項第 4 号」に改める。

第12号様式及び第13号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「第 条」を「第 条第 項」に改める。

第 3 条 名古屋市市税減免条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項、第 4 条第 3 項及び第22条第 4 項中「第19条の 2」の次に「、第19条の 2 の 2」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の 3 の 6 第 4 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 公布の日
 - (2) 第 3 条並びに次項及び附則第 3 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日
- 2 第 3 条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例施行細則第 2 条第 6 項及び第 4 条第 3 項の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用する。

- 3 第3条の規定による改正後の名古屋州市税減免条例施行細則第22条第4項の規定は、一部施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、一部施行日の属する年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の名古屋州市税減免条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、同条の規定による改正後の名古屋州市税減免条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。